



2026年2月6日

各 位

会 社 名 株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 道廣 剛太郎
(コード: 7322 東証プライム市場、名証プレミア市場)
問合せ先 経営企画部長 大川 剛志
(TEL. 059-357-3355)

「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」
ならびに「株主優待制度の変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」ならびに「株主優待制度の変更」を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さんにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。

なお、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はございません。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,167,585 株
今回の分割により増加する株式数	78,502,755 株
株式分割後の発行済株式総数	104,670,340 株
株式分割後の発行可能株式総数	280,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告日(予定)	2026年3月16日(月曜日)
基準日	2026年3月31日(火曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日(水曜日)をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億8千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年2月6日(金曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

3. 株式分割に伴う株主優待制度の変更

(1) 変更の理由

当社は、株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高めるため株主優待制度を実施しております。

今回の株式分割に伴い、株主優待制度の対象となる保有株式数の基準を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	保有株式数		保有期間	優待内容
	変更前	変更後		
①	<u>70株</u> 以上	<u>200株</u> 以上	—	33FG 株主優遇定期預金 (ア)預入金額 10万円以上 100万円以下 (イ)適用金利 スーパー定期1年もの 店頭表示金利+0.25% (ウ)預入期間 1年
②	<u>300株</u> 以上 <u>500株</u> 未満	<u>1,000株</u> 以上 <u>2,000株</u> 未満	1年以上 継続	①+QUOカード1,000円
③	<u>500株</u> 以上 <u>1,000株</u> 未満	<u>2,000株</u> 以上 <u>4,000株</u> 未満		②+カタログギフト4,000円相当
④	<u>1,000株</u> 以上	<u>4,000株</u> 以上		②+カタログギフト8,000円相当

(3) 変更の時期

2026年4月1日(水曜日)

4. その他

(1)株主還元方針

①変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
当社は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つとして位置づけ、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。この基本方針を前提として、安定配当 <u>72円</u> を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向 30%を目安に株主のみなさまに対する利益還元を実施いたします。	当社は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つとして位置づけ、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。この基本方針を前提として、安定配当 <u>18円</u> を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向 30%を目安に株主のみなさまに対する利益還元を実施いたします。

②変更の時期

2026年4月1日(水曜日)

(2)配当について

株式分割の効力発生日を2026年4月1日(水曜日)といたしますので、2026年3月31日(火曜日)を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上